

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000285 矢川原浄水場除染作業業務委託
	履行場所	南相馬市原町区矢川原字堂ノ内地内外
	種類	業務委託
	概要	矢川原浄水場除染作業 1式
相手方	名称	竹中工務店・竹中土木・安藤ハザマ・千代田テクノル共同企業体 (株)竹中工務店東北支店
	代表者	支店長 八木下知己
	所在地	宮城県仙台市青葉区国分町3-4-33
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 本業務委託は南相馬市除染対策課で発注している生活圏除染事業と並行し実施するものである。生活圏除染において、矢川原地区にて仮置場が確保され、除染後の洗浄排水や発生土壌等の汚染除去物についても生活圏除染と一体で処理することで、地元行政区とも調整済な事から、当該業者と随意契約としたい。	
	工事等担当課名 [水道課]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 2 8 6 南相馬市帰還支援一時宿泊所施設維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区北長野字南原田 143-1 地内外
	種類	施設の維持管理
	概要	帰還支援一時宿泊所の利用者に対する入所説明、鍵の管理、定期清掃等、施設の維持管理を委託するもの。
相手方	名称	公益社団法人 南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目 7 8 番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者（シルバー人材センター）は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、シルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [建築住宅課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号)4262000287 南相馬市元気な子ども育成業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高見町地内ほか
	種類	業務委託
	概要	子どもの外遊び機会増加のためのイベント開催、並びに子どもの自発的な遊びにアドバイスを行うプレーリーダーの育成を行う。
相 手 方	名称	一般社団法人 みんな未来センター
	代表者	代表理事 戸田光司
	所在地	南相馬市原町区本町二丁目90番地の1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、利用者である子どもや保護者のニーズを的確に捉え、外遊びの機会が増加するような魅力的なイベントを開催することや、継続的に活動するプレーリーダーを育成することなどを盛り込んだプログラムを作成する必要があるが、これらの分野において、市としてのノウハウが無い。また、今回の業務では、子育て分野に関する専門的知識や運営技術、当市の地域特性などを考慮した充実した内容の提案を必要としているため、単に委託料の多寡によらず、提案者の創造性、技術力、経験などを評価し、今回の南相馬市元気な子ども育成業務の内容に最も適した事業者を選定する必要があることから公募型プロポーザル方式により事業者を決定することとし、企画提案の公募を行った。</p> <p>9月1日にプロポーザル審査委員会を開催し、上記事業者が業務委託候補者に選定されたことから、当該事業者と随意契約するもの。</p>	
工事等担当課名 [男女共同こども課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000297 介護保険事務支援システム法改正対応業務委託
	履行場所	健康福祉部長寿福祉課介護保険係
	種類	委託
	概要	平成27年度介護保険法改正に伴う、介護保険事務支援システム機能について、必要な改修・機能追加を行うもの。
相手方	名称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 奈良 芳文
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>平成27年4月に介護保険法が改正されることにより、市区町村では介護保険料算定基礎となる所得判定方法の見直し、一定以上所得者の利用者負担引き上げに対応する利用者負担判定方法の見直し、介護予防給付の一部が介護保険対象外となることへの対応、関連するシステムとのインターフェース改修などを実施する必要がある。</p> <p>本業務は介護保険法改正に対応するため、現在本市で導入している介護保険事務支援システム（平成24年度から5ヶ年の長期継続契約）を改修するものである。そのため、当該業務を適正に遂行できるのは、介護保険事務支援システムの開発業者であり、システムの運用方法に精通している上記業者しかいないため、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [長寿福祉課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 2 9 9 社会保障・税番号制度システム改修業務委託（総務省分）
	履行場所	情報政策課
	種類	業務委託
	概要	住民情報システムにおける、社会保障・税番号制度対応改修業務委託
相手方	名称	(株) 日立情報システムズ東北支社
	代表者	支社長 奈良 芳文
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9 号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成 2 8 年 1 月より開始される社会保障・税番号制度に対応するために、本市で導入している住民情報システムを改修するものである。そのため、当該処理を適正に遂行できるのは、当該システムを開発し、システムの運用方法にも精通している上記業者しかないので、上記業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000300 小高生涯学習センター「浮舟文化会館」非常用発電設備修繕
	履行場所	小高生涯学習センター「浮舟文化会館」
	種類	維持補修工事
	概要	小高生涯学習センター「浮舟文化会館」の非常用発電設備の機能維持を図るため、修繕を行う。
相手方	名称	ヤンマーエネルギーシステム(株)
	代表者	所長 添田 浩二
	所在地	いわき市小名浜住吉字飯塚44-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該設備の非常用発電装置については、電源が停止した場合自動で作動することになっているが、自動制御による既存EAC(Gタイプ)ユニット仕組みが故障し自動で作動しないため、ユニット仕組みの部品の交換が必要である。</p> <p>交換部品は既存システムとの互換性を要することから、この業者でなければ既存設備に合った部品を製造し、設置することが出来ないため上記業者と随意契約をいたしたい。</p>	
工事等担当課名 [文化スポーツ課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 1 9 農業系汚染廃棄物仮置事業業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種類	業務委託
	概要	放射性物質により汚染され、利用が困難となった農林産物、その副産物（堆肥、牧草、稲ワラ等）について、放射性物質の除去を図ることを目的とした一時仮置場の設置等の業務を行う。
相手方	名称	そうま農業協同組合
	代表者	代表理事組合長 内藤 一
	所在地	南相馬市鹿島区横手字川原185番地の1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は同業務を前年度行った業者であり、一時仮置きに関する保管状況を熟知している。</p> <p>また、平成25年度までに設置した仮置場（遮水シート敷設）は、鳥獣等による被害を受けた箇所の補修について、管理、設置、補修を一貫して行う必要があるため、敷設を設置した上記業者と随意契約いたしたい。</p>	
工事等担当課名 { 農政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4262000329 給水申請受付システム導入業務委託
	履行場所	建設部水道課（南相馬市原町区三島町一丁目43番地の1）
	種類	業務委託
	概要	既存の上下水道料金システムをカスタマイズし、給水申請の受付・管理が可能な機能を構築するもの
相手方	名称	大崎データテック株式会社 日立営業所
	代表者	所長 岩瀬 広
	所在地	〒317-0065 茨城県日立市助川町 1-11-19 助川カシマビル 2 F
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>現在、水道課で使用している上下水道料金システムは、当該システムの開発業者以外にカスタマイズできる業者が存在しないため、当該業者との随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [水道課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 3 2 衆議院議員総選挙ポスター掲示場(原町区)設置・管理・撤収業務委託
	履行場所	南相馬市原町区一円
	種類	業務委託
	概要	衆議院議員総選挙にかかるポスター掲示場を市選挙管理委員会が指定する図面に従い、既存の塀等を利用して有権者がよく見えるように設置し、これらの保守管理を行うとともに選挙終了後に撤収する。
相手方	名称	松岡建設株式会社
	代表者	代表取締役 松岡 壮
	所在地	南相馬市原町区零字五畝田 1 1 3 番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務委託は、限られた期間内に原町区内に140ヶ所のポスターを設置及び撤去を行うため早期発注する必要があるが、入札に付する期間がないため、本業務委託を遂行可能な上記業者と随意契約することとする。</p>	
工事等担当課名 [選挙管理委員会事務局]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 4 0 南相馬市超高速インターネット光ファイバーケーブル支障移転業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区浮田字もみの木沢地内
	種類	委託
	概要	NTT所有の電柱に添架している市保有の光ケーブルの移転
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部門
	代表者	福島法人営業部門長 吉宗 俊哉
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>超高速インターネット光ファイバ網は、南相馬市民に対し超高速インターネットサービスを提供することを目的として、市に代わってサービスの提供が可能な通信事業者に貸し出すために敷設したものであり、本市において超高速インターネットサービスを提供できる通信事業者は上記業者のみであることから、同業者と光ファイバ網に係る賃貸借契約及び保守業務委託契約を締結している。</p> <p>光ファイバーケーブルの支障移転業務を行うためには、上記契約に基き市民に提供されている超高速インターネットサービスに影響を及ぼさないよう保守業務と一体として行う必要があることから、保守業務委託契約の締結業者である上記業者しか光ファイバーケーブルの支障移転業務を行えないため、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 4 4 鳥獣被害防止緊急対策事業 避難指示区域内放置果実採取業務委託 (小高区) その1
	履行場所	避難指示区域 (小高区津波被災区域)
	種類	業務委託
	概要	避難指示区域 (小高区津波被災区域) の放置果実を採取・処分することにより、放置果実を餌とする有害鳥獣の食糧を減らし、有害鳥獣による被害の防止を図り、区域内の営農の再開と生活環境の維持を図る
相手方	名称	ふるさと小高区地域農業復興貴組合
	代表者	組合長 佐藤 良一
	所在地	福島県南相馬市小高区東町一丁目22番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>相手方は、避難指示区域 (小高区津波被災区域) の復興復旧を図るため組織され、当該区域内の瓦礫の撤去及び農地保全業務を当市から受託を受けていることから地区内の状況に熟知している。</p> <p>また、当該委託は、有害鳥獣による被害防止のため放置果実の採取及び処分を行うことから、避難により無人となった敷地内に立ち入り、作業を行うこととなる。</p> <p>そのため、作業にあたっては地権者等との信頼関係が構築されている必要があり、当該地域の状況及び地権者について熟知しており、かつ地権者との信頼関係が構築されている当該組合と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [農政課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 4 5 鳥獣被害防止緊急対策事業 避難指示区域放置果実採取業務委託 (小高区) その2
	履行場所	避難指示区域(小高区津波被災区域外)
	種類	業務委託
	概要	避難指示区域(小高区津波被災区域外)の放置果実を採取・処分することにより、放置果実を餌とする有害鳥獣の食糧を減らし、有害鳥獣による被害の防止を図り、区域内の営農の再開と生活環境の維持を図る
相手方	名称	小高区ふるさと農地復興組合
	代表者	組合長 佐藤 重幸
	所在地	福島県南相馬市小高区大町一丁目74番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>相手方は、避難指示区域(小高区津波被災区域外)の復興復旧を図るため組織され、当該区域内の瓦礫の撤去及び農地保全業務を本市から受託を受けていることから地区内の状況に熟知している。</p> <p>また、当該委託は、有害鳥獣による被害防止のため放置果実の採取及び処分を行うことから、避難により無人となった敷地内に立ち入り、作業を行うこととなる。</p> <p>そのため、作業にあたっては地権者等との信頼関係が構築されている必要があり、当該地域の状況及び地権者について熟知しており、かつ地権者との信頼関係が構築されている当該組合と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [農政課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 4 6 鳥獣被害防止緊急対策事業 避難指示区域内放置果実採取業務委託 (原町区)
	履行場所	避難指示区域(原町区)
	種類	業務委託
	概要	避難指示区域(原町区)の放置果実を採取・処分することにより、放置果実を餌とする有害鳥獣の食糧を減らし、有害鳥獣による被害の防止を図り、区域内の営農の再開と生活環境の維持を図る
相手方	名称	原町南部復興組合
	代表者	組合長 宝玉 義則
	所在地	福島県南相馬市原町区江井字堀内前 2 1 番地 1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>相手先は、避難指示区域(原町区)の復興復旧を図るため組織され、当該区域内の瓦礫の撤去及び農地保全業務を本市から受託を受けていることから地区内の状況に熟知している。</p> <p>また、当該委託は、有害鳥獣による被害防止のため放置果実の採取及び処分を行うことから、避難により無人となった敷地内に立ち入り、作業を行うこととなる。</p> <p>そのため、作業にあたっては地権者等との信頼関係が構築されている必要があり、当該地域の状況及び地権者について熟知しており、かつ地権者との信頼関係が構築されている当該組合と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [農政課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000348 平成26年度国保高額医療システム改修業務委託
	履行場所	市民課
	種類	業務委託
	概要	平成26年度高額療養費の法改正に伴い、一部負担金割合の変更、70歳から74歳の高額療養費の細分化に対応するための高額医療システムの改修を行うもの。
相手方	名称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 奈良 芳文
	所在地	仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、本市で導入している高額医療システムの法改正に伴うシステム改修である。そのため、当該処理を適正に遂行できるのは、当該システムを開発し、システムの運用方法にも精通している上記業者しかないので、上記業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [市民課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4262000349 教育施設庭木剪定業務委託
	履行場所	原町第一小学校外15校
	種類	業務委託
	概要	市内小中学校の庭木を剪定し、教育環境の向上を図る。
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第3項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、上記シルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔 教育総務課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 5 1 社会保障・税番号制度システム改修業務委託（厚労省_生保分）
	履行場所	情報政策課
	種類	業務委託
	概要	生活保護システムにおける、社会保障・税番号制度対応改修業務委託
相手方	名称	北日本コンピューターサービス（株）
	代表者	代表取締役 江畑 住明
	所在地	秋田県秋田市南通築地 1 5 - 3 2
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成 2 8 年 1 月より開始される社会保障・税番号制度に対応するために、本市で導入している生活保護システムを改修するものである。そのため、当該処理を適正に遂行できるのは、当該システムを開発し、システムの運用方法にも精通している上記業者しかないので、上記業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 6 3 固定資産税に係る標準宅地の鑑定評価業務委託(旧警戒区域内)
	履行場所	税務課資産税係
	種類	業務委託
	概要	平成27年度固定資産税評価替えにかかる、避難指示区域(旧警戒区域)内標準宅地の不動産鑑定評価業務委託
相手方	名称	公益社団法人福島県不動産鑑定士協会
	代表者	会長 小橋 達夫
	所在地	郡山市桑野二丁目5番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>避難指示区域内における固定資産税標準宅地の不動産鑑定については、地震・津波・原発被害の状況と復旧・復興の進捗等により、適正な価格算定が著しく複雑で特殊であることや、震災後初めての実施となるものの、その具体的な評価の手法が確立されておらず、関係機関等との調整を要するものである。</p> <p>このことから、従前による個々の不動産鑑定士との業務委託によるものではなく、複数の不動産鑑定士において十分な調査結果の検証が可能となるとともに、複数の不動産鑑定士を派遣することにより早急な業務履行を見込めることから、当該事業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 税務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。